

札幌くらぶ会則の一部改正について

札幌くらぶ会則（平成8年8月20日設立総会承認）の一部を次のように改正する。

第4条第9号を第10号とし、第6号から第8号まで1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 札幌くらぶサロンの開催

附 則

- 1 この会則は、平成25年5月18日から施行する。
- 2 この会則の改正前に開催された札幌くらぶサロンは、この会則に基づいて開催されたものとみなす。

改正の趣旨

1 第4条関係

「札幌くらぶサロン」は、平成24年度の総会で新規事業として承認され、24年度は2回開催されているので、事業として新たに加えるため所要の改正をしたい。

札幌くらぶ会則の一部改正新旧対照表

新条文	旧条文
<p>(事業)</p> <p>第4条 札幌くらぶは、前条の目的を達成するため、次の事業を行うものとする。</p> <p>(1)から(5)まで省略</p> <p><u>(6) 札幌くらぶサロンの開催</u></p> <p><u>(7) 会員と札幌団員及び会員相互の交流の促進</u></p> <p><u>(8) 札幌演奏会の練習見学会の開催</u></p> <p><u>(9) 他の交響楽団のファンクラブ組織との交流</u></p> <p><u>(10) その他目的を達成するために必要な事業</u></p>	<p>(事業)</p> <p>第4条 札幌くらぶは、前条の目的を達成するため、次の事業を行うものとする。</p> <p>(1)から(5)まで省略</p> <p><u>(6) 会員と札幌団員及び会員相互の交流の促進</u></p> <p><u>(7) 札幌演奏会の練習見学会の開催</u></p> <p><u>(8) 他の交響楽団のファンクラブ組織との交流</u></p> <p><u>(9) その他目的を達成するために必要な事業</u></p>
<p>附 則（平成25年5月18日総会承認）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この会則は、平成25年5月18日から施行する。 2 この会則の改正前に開催された札幌くらぶサロンは、この会則に基づいて開催されたものとみなす。 	